

育児応援事業がスタート～安心して子どもを産み育てられるまちへ～



今年度、育児応援事業がスタートします。
子育てを通じて、家族みんなで幸せになりませんか。

子どもがのびのびと育ち、
子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら

つどう

子どもと親の成長を
支える場づくり

つながる

地域における
子育て支援の
ネットワークづくり

ささえあう

子育てを応援する
地域環境づくり

パパ&ママのための育児応援プログラム

家族そろって参加できるイベントです
とき 9月18日(日)10時～12時30分
ところ 本郷生涯学習センター
内容
パパ=お父さん応援プログラム
講師 NPO法人 新座子育てネット
ワーク
ママ・子=親子クッキング(フルーツゼ
リーを作ろう!)
対象 2歳～未就学児とその保護者
定員 20組(申し込み先着順)
参加費 無料
申し込み 8月12日(金)までに、子育て支援
課(☎0848⑦6045 ⑤0848④2130)へ

育児応援事業

【目的】

- ・育児に対する不安や負担感の軽減
- ・子育てを通じた「親育ち」の場の提供(母親だけでなく父親も)

具体的
な内容

- ①支援者研修
子育て支援者の育成・支援
- ②パパ&ママのための育児応援プログラム(全2回)
父親・母親のそれぞれを対象とした行事の開催

児童扶養手当・特別児童扶養手当・重症心身障害児福祉年金

ひとり親家庭、障害のある子どもに手当を支給します

【児童扶養手当】

対象 次の①～④のいずれかに当てはまる、平成5年4月2日以降に生まれた子ども(障害のある場合は19歳までの子ども)を養育しているひとり親(父または母)、または養育している人

- ① 父母が離婚している
- ② 父または母が死亡している、または重度の障害がある
- ③ 未婚の父または母の子
- ④ ①～③に準ずる状態

支給額(月額)
・1人目 9,810円～41,550円
・2人目 15,000円を加算
・3人目以降 1人につき3,000円を加算

※支給には所得制限があり、支給額は前年の所得に応じて決まります。

●次の場合などは、支給できません
▼平成15年4月1日時点で、支給要件に該当した日から5年を経過している(父子家庭は除く)

▼受給者が、公的年金を受けている子どもが、児童福祉施設保育所などの通所施設を除く)に入所している

【特別児童扶養手当】

対象 施設に入所していない、障害のある19歳までの子どもを養育している人

支給額(月額)
・障害1級 50,550円
・障害2級 33,670円

※支給には所得制限があり、支給額は前年の所得に応じて決まります。

【重症心身障害児福祉年金】

対象 市内に3か月以上住み、重度の障害のある19歳までの子ども(施設に入所している子どもを含む)を養育している人

支給額(月額) 2,250円

手続きは24日までに！ 現況届

現在、児童扶養手当と特別児童扶養手当を受けている人は、11日(木)～24日(水)(土日曜日を除く)に現況届の手続きをしてください。

手続きをしない場合、8月以降の手当が支給されません。

※該当する人には通知をします。問い合わせ先 子育て支援課(☎0848⑦6045 ⑤0848④2130)